点検結果表 (規制の事前評価)

政策の名称	電気の使用制限	電気の使用制限措置に係る規定の見直し			経済産業省		
根拠となる法令	■法律	□政令	□府省令	□告示	□その他		
は続くなる伝力	電気事業法	電気事業法					
規制の区分	■新設等	■新設等				止	
点検項目		評価の実施状況					
① 規制の目的、 内容及び必要性	■説明あり	■説明あり□説明なし					
費②遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし		
費用の分析 ② 5寸資用 ② 7改費用 ◆ その他の	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし		
析 ④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし		
⑤ 便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定	性的記述	□分析なし		
⑥ 費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な分析	□分析なし		
代 (で) 代替案の 設定 (家) 代替案との	■設定あり	■設定あり □想定される代替案なし			□設定なし	*	
案 8 代替案との 比較	■費用・便益で	比較 □費用で	で比較 □便	益で比較	□比較なし		
9 レビューを行 時期又は条件	う ■設定あり	■設定あり□設定なし				*	
【課題の説明】						•	

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「畿」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪代替案の設定に係る補足説明≫

○ 当省の照会

代替案について、「改正案のような規制的手法によらず、・・・・(略)・・・・自主的な節電を呼びかけること (例えば、平成23年冬期、平成24年夏期・冬期に行われた数値目標付きの節電要請等)」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 経済産業省の回答

想定しうる代替案は存在せず、参考として記載したものである。

≪レビューを行う時期又は条件に係る補足説明≫

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

○ 経済産業省の回答

現時点において、電気の使用制限にかかる勧告・命令を実施する予定はないが、仮に実施した場合には、 その都度レビューを行うこととする。